

J A S P A 2 2 世紀フォーラム（委員会）会則

（名称）

第1条 本会の名称は、J A S P A 2 2 世紀フォーラムとする。

（目的）

第2条 本会は、全国ソフトウェア協同組合連合会（略称J A S P A）の事業を執行し組織の発展と活性化を目的とする。

（活動の種類）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を実施する。

- （1） 経営支援・ビジネス推進
- （2） 人材開発・教育研修
- （3） 広報・交流
- （4） 社会貢献・福利厚生
- （5） 参画組合支援

（会員の資格）

第4条 本会の会員の資格はJ A S P Aの参画組合（以下、賛助会員も含む）に所属していること。

（加入）

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同し、参画組合の理事長（賛助会員であれば、それに準ずる者）が承認し、幹事会が承認した者とする。

（退会）

第6条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- （1） 本人が参画組合を退会した時
- （2） 本人が死亡した時
- （3） 連絡がとれなくなってから3ヶ月経過した時
- （4） 規定する会議などへの頻繁な欠席や与えられた役務の著しい不履行

（除名）

第7条 幹事会は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- （1） 本会の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- （2） 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- （3） その他、会員として不相当と認める相当の事由が発生したとき。
- （4） 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員）

第8条 本会に次の役員をおく。

会長：1名、副会長：複数名、幹事：複数名

(役員を選出)

第9条 会長・副会長・幹事は、総会において選出する。

- 2 会長および副会長は、会員の互選とする。
- 3 幹事は会長及び副会長が会員にはかりこれを推薦する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員の改選期はJASPAの役員改選期に準ずる。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 幹事は、副会長の補佐を行う。

(顧問及び参加)

第12条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、会長が幹事会にはかりこれを推薦する。

(総会)

第13条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、活動等の変更
- (2) 活動報告及び収支予算
- (3) その他会の運営に関する重要事項

3 総会の議決は出席者の2/3以上の同意を得て成立するものとする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は主として22世紀フォーラムメンバーにより構成する各専任委員会もこれに準ずる。

本会則は、平成27年4月1日から施行する。